

概要説明書

事務事業・事務経費名	私立幼稚園就園奨励費助成事業	体系コード	42111-01
主管課等	教育総務課教育総務担当		

(単位:千円)

実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施			
	<input type="checkbox"/> 委託業務 (委託先:)			
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金 【 <input type="checkbox"/> 直接 <input checked="" type="checkbox"/> 間接 】 (補助先:園児の保護者 実施主体:町)			
	<input type="checkbox"/> その他 ()			
主な事務の内容とその額	事務	詳細内容	平成23年度 決算見込額	平成24年度 予算額
		幼稚園就園奨励費支払事務		
		*「寒川町私立幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱」の改正	-	-
		* 幼稚園等に対して対象園児把握のための調査	-	-
		* 幼稚園等に対して支給事務依頼(保護者への申請書等配布～取りまとめて、教育委員会への提出)	-	-
		* 町電算システム担当にて作成した入力システムにデータ入力(補助額決定のための課税額調査等～集計)	-	-
		* 補助金支払事務 平成23年度決算見込額の内訳は、別紙 資料1「平成23年度私立幼稚園等就園奨励費補助金交付状況」のとおり	58,343 (負担金補助及び交付金)	59,988 (負担金補助及び交付金)
		* 幼稚園等に対して決定通知等送付事務	-	-
		国庫補助金関係事務		
		* 神奈川県事業計画書提出	-	-
		* 神奈川県補助金交付申請書提出	-	-
		* 幼稚園等からの実績報告書集計	-	-
		* 神奈川県事業変更計画書提出	-	-
		* 神奈川県事業変更交付申請書提出	-	-
		* 神奈川県実績報告書提出	-	-
	* 幼稚園就園奨励費補助金請求書提出	-	-	
	事業費・経費 計	(a) 58,343	59,988	
	平成23年度人件費相当額 (算出根拠については、事務事業評価シートを参照)	(b) 1,588	/	
	本事業・経費に係る費用の計	(a)+(b) 59,931	/	

概要説明書

事業等の必要性 (事業規模の縮小や休廃止した際の影響等)	<p>この事業は幼稚園等の園児の保護者に対して幼稚園等の保育料等の一部を補助し、保護者の経済的負担の軽減を図るもので、国(文部科学省)の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づき、国庫から補助金が交付されている事業です。</p> <p>国の要綱で定めている補助額単価は、ここ数年引き上げられており、補助対象の拡大など制度の拡充を図っています。幼稚園の保育料は世帯の所得額とは関係なく定額となっているところが大半であるため、低所得者層ほど経済的負担が大きくなります。この補助金は所得階層別に補助額を定めているので、低所得者層ほど保育料の負担軽減が図られており、幼稚園等への就園奨励に繋がっていると考えます。</p> <p>また町でも国庫補助金の補助対象外のものにも単独で補助金を交付しています。無認可の幼児教育施設への通園児、国庫補助対象外の高所得者層への補助を町単独で行っています。私立幼稚園等は、遊びや運動を通して社会性を身につける大変重要な教育機関と考えます。低所得者層に限らず、幅広く補助対象を広げることにより、町全体の就園率を上げることにも繋がっていると考えます。</p> <p>以上のことから、子育て支援の有効な施策の一つとして必要な事業と考えます。</p>
町における類似事業	町において実施している類似事業は、ありません。
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	別紙 資料 2「平成24年度私立幼稚園等就園奨励費補助金 寒川町及び近隣市の減免状況」のとおり
24年度の状況と今後の方針	<p>幼稚園就園奨励費支払事務については、幼稚園等から提出された書類を基にデータ入力を行い、補助額確認及び集計事務に入っているところです。まだ確定はしていませんが、平成24年度私立幼稚園等就園奨励費補助金 支払人数 716人 支払金額 57,979千円となっています。</p> <p>国庫補助金関係事務については、神奈川県への事業計画書の提出まで終了です。</p> <p>今後については、幼稚園等に対して補助金の支払いを10月中に終了し、国庫補助金関係提出書類の作成にかかります。</p> <p>今後の方針については、国庫補助限度額の範囲内で実施される幼稚園就園奨励事業に必要な事業費に対し、3分の1以内が国庫から補助されることになっていますが、平成23年度国庫補助額は国庫補助限度額の3分の1の約71.67%であり、約28.33%の不足が生じております。</p> <p>町としてはできる限りこの制度を継続していきたいと考えておりますが、町財政状況も非常に厳しく、その財源の国庫補助金の減額は、この事業を推進するための大きな支障となりますので、できる限り3分の1に近づけるよう、国への働きかけを行ってまいります。</p>
特記事項 (事業の沿革等)	<p>平成13年度から平成21年度までの間、国庫補助単価が低かったので、町の予算で国庫上乗せ額を加算してしていました。平成22年度からは、国庫補助単価が年々増加し、低所得者層では保育料等の支払額を補助金が上回る世帯もでてきたことから、国庫上乗せ額を加算は廃止いたしました。</p> <p>国庫上乗せ額 平成13年度:2,000円 平成14年度:3,000円 平成15年度:4,000円 平成16年度:5,000円 平成17年度:6,000円 平成18~21年度:7,000円 平成22年度~:上乗せなし</p>

平成23年度 私立幼稚園等就園奨励費補助金交付状況（従来条件）

【資料 1】

<第1子>

基準	単価	人数			合計	
		3歳児	4歳児	5歳児	人数	支給額(円)
A 生活保護世帯 (国基準 223,000円)	認可	223,200	0	0	0	0
	無認可	148,800	0	0	1	148,800
	計		0	0	1	148,800
B 市町村民税非課税世帯 及び市町村民税所得割 (国基準 193,200円)	認可	193,200	4	12	7	23
	無認可	128,800	1	3	1	5
	計		5	15	8	28
C 市町村民税所得割 34,500円以下の世帯 (国基準 109,200円)	認可	109,200	9	12	13	34
	無認可	72,800	0	2	3	5
	計		9	14	16	39
D 市町村民税所得割 183,000円以下の世帯 (国基準 46,800円)	認可	46,800	38	90	108	236
	無認可	31,200	7	17	19	43
	計		45	107	127	279
E 市町村民税所得割 183,000円を超える世帯 (国基準 - 円)	認可	15,000	13	15	16	44
	無認可	15,000	1	4	5	10
	計		14	19	21	54
合計	認可		64	129	144	337
	無認可		9	26	29	64
	計		73	155	173	401
						19,861,200
						2,648,400
						22,509,600

<第2子>

基準	単価	人数			合計	
		3歳児	4歳児	5歳児	人数	支給額(円)
A 生活保護世帯 (国基準 264,000円)	認可	264,000	0	0	0	0
	無認可	176,000	0	0	0	0
	計		0	0	0	0
B 市町村民税非課税世帯 及び市町村民税所得割 (国基準 249,000円)	認可	249,000	1	0	0	1
	無認可	166,000	1	0	0	1
	計		2	0	0	2
C 市町村民税所得割 34,500円以下の世帯 (国基準 207,000円)	認可	207,000	2	0	0	2
	無認可	138,000	0	0	0	0
	計		2	0	0	2
D 市町村民税所得割 183,000円以下の世帯 (国基準 175,000円)	認可	175,000	14	7	1	22
	無認可	116,600	1	0	0	1
	計		15	7	1	23
E 市町村民税所得割 183,000円を超える世帯 (国基準 - 円)	認可	56,000	1	1	0	2
	無認可	56,000	0	0	0	0
	計		1	1	0	2
合計	認可		18	8	1	27
	無認可		2	0	0	2
	計		20	8	1	29
						4,625,000
						282,600
						4,907,600

<第3子以降>

基準	単価	人数			合計	
		3歳児	4歳児	5歳児	人数	支給額(円)
A 生活保護世帯 (国基準 303,000円)	認可	303,000	0	0	0	0
	無認可	202,000	0	0	0	0
	計		0	0	0	0
B 市町村民税非課税世帯 及び市町村民税所得割 (国基準 303,000円)	認可	303,000	0	0	0	0
	無認可	202,000	0	0	0	0
	計		0	0	0	0
C 市町村民税所得割 34,500円以下の世帯 (国基準 303,000円)	認可	303,000	0	0	0	0
	無認可	202,000	0	0	0	0
	計		0	0	0	0
D 市町村民税所得割 183,000円以下の世帯 (国基準 303,000円)	認可	303,000	0	0	0	0
	無認可	202,000	0	0	0	0
	計		0	0	0	0
E 市町村民税所得割 183,000円を超える世帯 (国基準 - 円)	認可	96,900	0	0	0	0
	無認可	96,900	0	0	0	0
	計		0	0	0	0
合計	認可		0	0	0	0
	無認可		0	0	0	0
	計		0	0	0	0

●合計(従来条件)

合計 (第1子 + 第2子 + 第3子以降)	単価	人数			合計	
		3歳児	4歳児	5歳児	人数	支給額(円)
	認可	82	137	145	364	24,486,200
	無認可	11	26	29	66	2,931,000
	計	93	163	174	430	27,417,200

平成23年度 私立幼稚園等就園奨励費補助金交付状況（新条件）

<第2子>

基準	単価	人数			合計	
		3歳児	4歳児	5歳児	人数	支給額(円)
A 生活保護世帯 (国基準 244,000円)	認可	244,000	0	0	0	0
	無認可	162,600	0	0	0	0
	計		0	0	0	0
B 市町村民税非課税世帯 及び市町村民税所得割 (国基準 222,000円)	認可	222,000	2	7	5	14
	無認可	148,000	1	0	1	2
	計		3	7	6	16
C 市町村民税所得割 34,500円以下の世帯 (国基準 159,000円)	認可	159,000	4	7	10	21
	無認可	106,000	0	1	2	3
	計		4	8	12	24
D 市町村民税所得割 183,000円以下の世帯 (国基準 111,000円)	認可	111,000	24	68	52	144
	無認可	74,000	7	13	20	40
	計		31	81	72	184
E 市町村民税所得割 183,000円を超える世帯 (国基準 - 円)	認可	56,000	5	18	13	36
	無認可	56,000	1	6	4	11
	計		6	24	17	47
合計	認可		35	100	80	215
	無認可		9	20	27	56
	計		44	120	107	271
						24,439,600
						4,190,000
						28,629,600

<第3子以降>

基準	単価	人数			合計	
		3歳児	4歳児	5歳児	人数	支給額(円)
A 生活保護世帯 (国基準 303,000円)	認可	303,000	0	0	0	0
	無認可	202,000	0	0	0	0
	計		0	0	0	0
B 市町村民税非課税世帯 及び市町村民税所得割 (国基準 303,000円)	認可	303,000	0	0	0	0
	無認可	202,000	0	0	0	0
	計		0	0	0	0
C 市町村民税所得割 34,500円以下の世帯 (国基準 303,000円)	認可	303,000	1	0	0	1
	無認可	202,000	0	0	0	0
	計		1	0	0	1
D 市町村民税所得割 183,000円以下の世帯 (国基準 303,000円)	認可	303,000	2	1	2	5
	無認可	202,000	1	0	0	1
	計		3	1	2	6
E 市町村民税所得割 183,000円を超える世帯 (国基準 - 円)	認可	96,900	3	0	0	3
	無認可	96,900	0	1	0	1
	計		3	1	0	4
合計	認可		6	1	2	9
	無認可		1	1	0	2
	計		7	2	2	11
						1,996,700
						298,900
						2,295,600

●合計(新条件)

	単価	人数			合計	
		3歳児	4歳児	5歳児	人数	支給額(円)
合計 (第2子 + 第3子以降)	認可	41	101	82	224	26,436,300
	無認可	10	21	27	58	4,488,900
	計	51	122	109	282	30,925,200

総合計(従来条件+新条件)

	単価	人数			合計	
		3歳児	4歳児	5歳児	人数	支給額(円)
総合計	認可	123	238	227	588	50,922,500
	無認可	21	47	56	124	7,419,900
	計	144	285	283	712	58,342,400

平成24年度私立幼稚園等就園奨励費補助金 寒川町及び近隣市の減免状況

1. 私立幼稚園(従来条件)

減免限度額

階層	世帯区分	子区分	国	寒川町	茅ヶ崎市	藤沢市	平塚市 4・5歳	平塚市 3歳	海老名市
A	生活保護世帯	第1子	226,200	226,200	231,200	234,200	226,200	226,200	243,200
		第2子	266,000	266,000	271,000	274,000	266,000	266,000	286,000
		第3子以降	305,000	305,000	305,000	353,000	305,000	305,000	335,000
B	市町村民税非課税世帯・市町村民税所得割非課税世帯	第1子	196,200	196,200	201,200	204,200	196,200	196,200	213,200
		第2子	251,000	251,000	256,000	259,000	251,000	251,000	271,000
		第3子以降	305,000	305,000	305,000	353,000	305,000	305,000	335,000
C	市町村民税所得割課税額77,100円以下	第1子	112,200	112,200	115,200	120,200	112,200	112,200	129,200
		第2子	209,000	209,000	212,000	217,000	209,000	209,000	229,000
		第3子以降	305,000	305,000	305,000	353,000	305,000	305,000	335,000
D	市町村民税所得割課税額211,200円以下	第1子	49,800	49,800	51,800	70,200	52,300	52,300	66,800
		第2子	178,000	178,000	180,000	187,000	178,000	178,000	198,000
		第3子以降	305,000	305,000	305,000	353,000	305,000	305,000	335,000
E	市町村民税所得割課税額211,200円超(注)	第1子	0	15,000	13,000	21,000	15,000	15,000	17,000
		第2子	0	53,600	13,000	21,000	15,000	15,000	20,000
		第3子以降	0	91,800	13,000	353,000	15,000	15,000	30,000

平成23年度	
国	寒川町
223,200	223,200
264,000	264,000
303,000	303,000
193,200	193,200
249,000	249,000
303,000	303,000
109,200	109,200
207,000	207,000
303,000	303,000
46,800	46,800
175,000	175,000
303,000	303,000
	15,000
	56,000
	96,900

(注) 藤沢市の「E階層」のうち、市町村民税所得割課税額が366,901円以上の世帯の減免限度額については、「第1子」「第2子」は、一律10,000円、「第3子以降」は353,000円となります。

(注) 平塚市の「E階層」のうち、市町村民税所得割課税額が292,601円以上の世帯の減免限度額については、Fランクを設定し、補助額は0円となります。

国規準額への上乗せ額

階層	世帯区分	子区分	国	寒川町	茅ヶ崎市	藤沢市	平塚市 4・5歳	平塚市 3歳	海老名市
A	生活保護世帯	第1子		0	5,000	8,000	0	0	17,000
		第2子		0	5,000	8,000	0	0	20,000
		第3子以降		0	0	48,000	0	0	30,000
B	市町村民税非課税世帯・市町村民税所得割非課税世帯	第1子		0	5,000	8,000	0	0	17,000
		第2子		0	5,000	8,000	0	0	20,000
		第3子以降		0	0	48,000	0	0	30,000
C	市町村民税所得割課税額77,100円以下	第1子		0	3,000	8,000	0	0	17,000
		第2子		0	3,000	8,000	0	0	20,000
		第3子以降		0	0	48,000	0	0	30,000
D	市町村民税所得割課税額211,200円以下	第1子		0	2,000	20,400	2,500	2,500	17,000
		第2子		0	2,000	9,000	0	0	20,000
		第3子以降		0	0	48,000	0	0	30,000
E	市町村民税所得割課税額211,200円超(注)	第1子		15,000	13,000	21,000	15,000	15,000	17,000
		第2子		53,600	13,000	21,000	15,000	15,000	20,000
		第3子以降		91,800	13,000	353,000	15,000	15,000	30,000

平成23年度	
国	寒川町
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	15,000
	56,000
	96,900

2. 私立幼稚園(新条件)

減免限度額

階層	世帯区分	子区分	国	寒川町	茅ヶ崎市	藤沢市	平塚市 4・5歳	平塚市 3歳	海老名市
A	生活保護世帯	第2子	247,000	247,000	252,000	255,000	247,000	247,000	267,000
		第3子以降	305,000	305,000	305,000	313,000	305,000	305,000	335,000
B	市町村民税非課税世帯・市町村民税所得割非課税世帯	第2子	224,000	224,000	229,000	232,000	224,000	224,000	244,000
		第3子以降	305,000	305,000	305,000	313,000	305,000	305,000	335,000
C	市町村民税所得割課税額77,100円以下	第2子	161,000	161,000	164,000	169,000	161,000	161,000	181,000
		第3子以降	305,000	305,000	305,000	313,000	305,000	305,000	335,000
D	市町村民税所得割課税額211,200円以下	第2子	114,000	114,000	116,000	122,000	114,000	114,000	134,000
		第3子以降	305,000	305,000	305,000	313,000	305,000	305,000	335,000
E	市町村民税所得割課税額211,200円超(注)	第2子	0	53,600	13,000	21,000	15,000	15,000	20,000
		第3子以降	0	91,800	13,000	21,000	15,000	15,000	30,000

平成23年度	
国	寒川町
244,000	244,000
303,000	303,000
222,000	222,000
303,000	303,000
159,000	159,000
303,000	303,000
111,000	111,000
303,000	303,000
	56,000
	96,900

(注) 藤沢市の「E階層」のうち、市町村民税所得割課税額が366,901円以上の世帯の減免限度額については、「一律10,000円」となります。

(注) 平塚市の「E階層」のうち、市町村民税所得割課税額が292,601円以上の世帯の減免限度額については、Fランクを設定し、補助額は0円となります。

国規準額への上乗せ額

階層	世帯区分	子区分	国	寒川町	茅ヶ崎市	藤沢市	平塚市 4・5歳	平塚市 3歳	海老名市
A	生活保護世帯	第2子		0	5,000	8,000	0	0	20,000
		第3子以降		0	0	8,000	0	0	30,000
B	市町村民税非課税世帯・市町村民税所得割非課税世帯	第2子		0	5,000	8,000	0	0	20,000
		第3子以降		0	0	8,000	0	0	30,000
C	市町村民税所得割課税額77,100円以下	第2子		0	3,000	8,000	0	0	20,000
		第3子以降		0	0	8,000	0	0	30,000
D	市町村民税所得割課税額211,200円以下	第2子		0	2,000	8,000	0	0	20,000
		第3子以降		0	0	8,000	0	0	30,000
E	市町村民税所得割課税額211,200円超(注)	第2子		53,600	13,000	21,000	15,000	15,000	20,000
		第3子以降		91,800	13,000	21,000	15,000	15,000	30,000

平成23年度	
国	寒川町
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	0
	56,000
	96,900

平成24年度私立幼稚園等就園奨励費補助金 寒川町及び近隣市の減免状況

3. 類似施設(従来条件)

減免限度額

階層	世帯区分	子区分	寒川町	茅ヶ崎市	藤沢市	平塚市 4・5歳	平塚市 3歳	海老名市	H23
A	生活保護世帯	第1子	150,800	155,800	234,200	15,000	15,000	243,200	寒川町 148,800
		第2子	177,300	182,300	274,000	15,000	15,000	286,000	176,000
		第3子以降	203,300	203,300	353,000	15,000	15,000	335,000	202,000
B	市町村民税非課税世帯・市町村民税所得割非課税世帯	第1子	130,800	135,800	204,200	15,000	15,000	213,200	128,800
		第2子	167,300	172,300	259,000	15,000	15,000	271,000	166,000
		第3子以降	203,300	203,300	353,000	15,000	15,000	335,000	202,000
C	市町村民税所得割課税額77,100円以下	第1子	74,800	77,800	120,200	15,000	15,000	129,200	72,800
		第2子	139,300	142,300	217,000	15,000	15,000	229,000	138,000
		第3子以降	203,300	203,300	353,000	15,000	15,000	335,000	202,000
D	市町村民税所得割課税額211,200円以下	第1子	33,200	35,200	70,200	15,000	15,000	66,800	31,200
		第2子	118,600	120,600	187,000	15,000	15,000	198,000	116,600
		第3子以降	203,300	203,300	353,000	15,000	15,000	335,000	202,000
E	市町村民税所得割課税額211,200円超(注)	第1子	15,000	13,000	21,000	15,000	15,000	17,000	15,000
		第2子	53,600	13,000	21,000	15,000	15,000	20,000	56,000
		第3子以降	91,800	13,000	353,000	15,000	15,000	30,000	96,900

(注) 藤沢市の「E階層」のうち、市町村民税所得割課税額が366,901円以上の世帯の減免限度額については、「第1子」「第2子」は、一律10,000円、「第3子以降」は353,000円となります。

(注) 平塚市の「E階層」のうち、市町村民税所得割課税額が292,601円以上の世帯の減免限度額については、Fランクを設定し、補助額は0円となります。

寒川町と近隣市との差

階層	世帯区分	子区分	寒川町	茅ヶ崎市	藤沢市	平塚市 4・5歳	平塚市 3歳	海老名市
A	生活保護世帯	第1子		5,000	83,400	-135,800	-135,800	92,400
		第2子		5,000	96,700	-162,300	-162,300	108,700
		第3子以降		0	149,700	-188,300	-188,300	131,700
B	市町村民税非課税世帯・市町村民税所得割非課税世帯	第1子		5,000	73,400	-115,800	-115,800	82,400
		第2子		5,000	91,700	-152,300	-152,300	103,700
		第3子以降		0	149,700	-188,300	-188,300	131,700
C	市町村民税所得割課税額77,100円以下	第1子		3,000	45,400	-59,800	-59,800	54,400
		第2子		3,000	77,700	-124,300	-124,300	89,700
		第3子以降		0	149,700	-188,300	-188,300	131,700
D	市町村民税所得割課税額211,200円以下	第1子		2,000	37,000	-18,200	-18,200	33,600
		第2子		2,000	68,400	-103,600	-103,600	79,400
		第3子以降		0	149,700	-188,300	-188,300	131,700
E	市町村民税所得割課税額211,200円超(注)	第1子		-2,000	6,000	0	0	2,000
		第2子		-40,600	-32,600	-38,600	-38,600	-33,600
		第3子以降		-78,800	261,200	-76,800	-76,800	-61,800

4. 類似施設(新条件)

減免限度額

階層	世帯区分	子区分	寒川町	茅ヶ崎市	藤沢市	平塚市 4・5歳	平塚市 3歳	海老名市	H23
A	生活保護世帯	第2子	164,600	169,600	255,000	15,000	15,000	267,000	寒川町 162,600
		第3子以降	203,300	203,300	313,000	15,000	15,000	335,000	202,000
B	市町村民税非課税世帯・市町村民税所得割非課税世帯	第2子	149,300	154,300	232,000	15,000	15,000	244,000	148,000
		第3子以降	203,300	203,300	313,000	15,000	15,000	335,000	202,000
C	市町村民税所得割課税額77,100円以下	第2子	107,300	110,300	169,000	15,000	15,000	181,000	106,000
		第3子以降	203,300	203,300	313,000	15,000	15,000	335,000	202,000
D	市町村民税所得割課税額211,200円以下	第2子	76,000	78,000	122,000	15,000	15,000	134,000	74,000
		第3子以降	203,300	203,300	313,000	15,000	15,000	335,000	202,000
E	市町村民税所得割課税額211,200円超(注)	第2子	53,600	13,000	21,000	15,000	15,000	20,000	56,000
		第3子以降	91,800	13,000	21,000	15,000	15,000	30,000	96,900

(注) 藤沢市の「E階層」のうち、市町村民税所得割課税額が366,901円以上の世帯の減免限度額については、「一律10,000円」となります。

(注) 平塚市の「E階層」のうち、市町村民税所得割課税額が292,601円以上の世帯の減免限度額については、Fランクを設定し、補助額は0円となります。

寒川町と近隣市との差

階層	世帯区分	子区分	寒川町	茅ヶ崎市	藤沢市	平塚市 4・5歳	平塚市 3歳	海老名市
A	生活保護世帯	第2子		5,000	90,400	-149,600	-149,600	102,400
		第3子以降		0	109,700	-188,300	-188,300	131,700
B	市町村民税非課税世帯・市町村民税所得割非課税世帯	第2子		5,000	82,700	-134,300	-134,300	94,700
		第3子以降		0	109,700	-188,300	-188,300	131,700
C	市町村民税所得割課税額77,100円以下	第2子		3,000	61,700	-92,300	-92,300	73,700
		第3子以降		0	109,700	-188,300	-188,300	131,700
D	市町村民税所得割課税額211,200円以下	第2子		2,000	46,000	-61,000	-61,000	58,000
		第3子以降		0	109,700	-188,300	-188,300	131,700
E	市町村民税所得割課税額211,200円超(注)	第2子		-40,600	-32,600	-38,600	-38,600	-33,600
		第3子以降		-78,800	-70,800	-76,800	-76,800	-61,800

寒川町 平成24年度事務事業評価シート(平成23年度実施事業)

事務事業名	私立幼稚園就園奨励費助成事業				体系コード	42111-01
主管課・担当名	教育総務課教育総務担当	根拠法令等	寒川町私立幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱			
課長	米山典子	担当者	徳江理恵	科目コード	01-10-01-02-002-01	

【Plan - 計画】

(1) 総合計画上の位置づけ

章	豊かな心と文化をはぐくむまちづくり
節	豊かな心をはぐくむ教育を進めます
項	家庭教育・学校教育の推進
小項目	家庭教育の推進
細項目	幼児教育の充実
重点プロジェクト	<input checked="" type="checkbox"/> いきいき <input type="checkbox"/> 環境 <input type="checkbox"/> にぎわい
事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> ソフト事業 <input type="checkbox"/> ハード事業

(2) 事務事業の概要

事業期間	開始年度	<input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 48年
	終了予定年度	-
事業内容	私立の幼稚園児の保護者に対して幼稚園等の就園費の一部を補助し、保護者の経済的負担の軽減を図るもの。国(文部科学省)の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づき、国庫から補助金が交付され、町では一定の金額を加算した額を、さらに国の補助対象外の者にも補助する。	

(3) 事務事業の目的

目的	対象(誰(何)のために)	私立の幼稚園児の保護者
	意図(どのような状態にしたいのか)	経済的負担の軽減

(4) 成果指標

成果指標(単位)、または数値化できない成果	幼稚園等の就園率(%)					
成果指標等の設定理由	町在住の児童のうち、保育園に通園している児童を除く児童について、就園率を高めることで、私立幼稚園就園奨励費助成事業の拡充につながるため。					
目標値設定の考え方						
目標値	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	54	54	52	53	53	53

【Do - 実施】

(1) 成果指標

指標(単位)	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
幼稚園等の就園率(%)	54	54	54	53	52	55	53	56	53	57	53	57
数値化できない成果の達成状況												

(2) 活動指標

指標(単位)	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
私立幼稚園就園奨励費補助金の対象者に対する補助(千円)	37,138	38,347	40,463	40,588	43,934	44,493	44,373	51,996	44,816	50,682	45,264	50,923
幼児教育施設に通園する幼児の保護者に対する補助(千円)	4,650	5,180	5,861	6,329	6,758	6,693	6,826	6,964	6,895	7,580	6,964	7,420

(3) 事業費 (単位:千円)

指標(単位)	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		
	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算	実績	予算	実績	
直接事業費	44,920	43,527	46,323	46,917	50,692	51,186	56,338	58,960	58,682	58,262	58,350	58,343	
財源内訳	一般財源	35,910	34,911	37,747	37,816	41,984	41,049	46,436	47,265	10,504	11,109	11,455	46,914
	国県支出金	9,010	8,616	8,576	9,101	8,708	10,137	9,902	11,695	48,178	47,153	46,895	11,429
	使用料・手数料												
	その他												
執行率	96.9%		101.3%		101.0%		104.7%		99.3%		100.0%		
人件費	12,871	12,871	1,831	1,831	1,798	1,798	1,764	1,764	1,659	1,659	1,588	1,588	
内訳	投入人員	1.75	1.75	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25	
	平均給与額	7,355	7,355	7,325	7,325	7,191	7,191	7,054	7,054	6,637	6,637	6,353	6,353
総事業費	57,791	56,398	48,154	48,748	52,490	52,984	58,102	60,724	60,341	59,921	59,938	59,931	

【Check - 評価】

(1) 前年度評価シートの改善内容の実施状況

	平成23年度の改善予定	平成23年度の改善結果
妥当性	国の動向をみながら、補助事業を検討していく	国の動向、社会状況等を見ながら検討し、補助事業継続を決定。
有効性	国や近隣の市町村の動向等を見極めながら、町の上乗せ分について引き続き検討していく。	国庫補助限度額がここ数年大幅に上がっており、町の財政状況も含めて検討した結果、平成23年度も引き続き町の上乗せ分を削減し、町負担額を抑えた。
効率性	さらに補助額の調整の必要な世帯が増えることが見込まれ、把握のためのシステムの改良が必要。	幼稚園等に対して中途退園の際には必ず届出をしてもらうよう依頼をし、補助額が支払額を上回っていないかの確認を行った。

(2) 事務事業の評価

評価の視点	評価のポイント	評価	理由
妥当性	事務事業を実施する必要があるのか	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> どちらかと言えば妥当である <input type="checkbox"/> あまり妥当ではない	子育て支援策として有効な施策の一つであると考え。国もここ数年補助額単価の引き上げや補助対象の拡大など、制度の拡充を図っている。私立幼稚園に通う児童の保護者に対して経済的負担の軽減を図ることができた。
	町が主体となって実施する必要があるのか	<input checked="" type="checkbox"/> 町が行わなければならない <input type="checkbox"/> 町が行った方がよい <input type="checkbox"/> 町が行うべき必然性が低い	町が実施するこの補助事業に対して、国からも補助金が交付されている。また、町では国庫補助金の補助対象外にも単独で補助金を交付したり、国庫補助金に上乗せして補助を行うなど、子育て世帯の経済的軽減を図っている。補助金は、低所得者層ほど手厚くなっており、廃止した場合は、低所得者世帯の保育料負担が非常に大きくなると考えられる。
有効性	対象者の満足度や事業の達成度かどうか(成果指標の状)	<input checked="" type="checkbox"/> 十分成果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果は十分とはいえない <input type="checkbox"/> 成果は上がっていない	幼稚園の保育料は、世帯の所得額とは関係なく定額となっているところが大半である。この補助金は、所得階層別に補助金が支給されているため、低所得者層ほど保育料の負担軽減が図られており、幼稚園への就園奨励に繋がっていると考えられる。
効率性	事業費に無駄はないか	<input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 適切だが改善の余地がある <input type="checkbox"/> 効率的でない	就園奨励費補助金の集計処理は、アクセスを利用し、電算担当と調整は図りながら行っている。大量の入力が必要ではあるが、集計は比較的効率的に進められている。補助金の保護者への支払や書類の取りまとめ等は、幼稚園の協力を得て行っている。

【Action - 改善】

(1) 事務事業を進めていく上での課題、解決に向けての改善内容

	課題	平成24年度以降
妥当性	政権交代に伴い、国が幼児教育無償化に向けて検討を始めている	<input type="checkbox"/> 国の動向、社会情勢をみながら、補助事業内容を検討していく <input type="checkbox"/> 国や近隣の市町村の動向等を見極め、町の上乗せ分、特にEランクについて見直しする必要がある。
有効性	国の補助金改正に伴い、町単独分をどう方向性を持たせるのか検討が必要である。	<input type="checkbox"/> 年間保育料の支払額について、入園料の支払いの有無を確認するようチェック体制を確立するよう検討。 <input type="checkbox"/> 中途退園児童がいた場合、届出漏れがないように幼稚園に依頼。
効率性	保育料が限度額を下回る世帯が出る可能性があり、調整が必要となる。	

(2) 事業の今後の方針(課長による評価)

活動指標の目標	<input type="checkbox"/> 高める <input type="checkbox"/> 設定どおり <input type="checkbox"/> 下げる
理由	
成果指標の目標	<input type="checkbox"/> 高める <input type="checkbox"/> 設定どおり <input type="checkbox"/> 下げる
理由	
事務事業の方向性	<input type="checkbox"/> 方法改善 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止・終了 <input type="checkbox"/> 統合
理由・内容	子育て支援策として有効な施策のひとつであると考えます。低所得層ほど保育料の軽減が図られており、幼稚園等の就園に与える影響は大きくなっている。

部長確認	鈴木 晴 治	確認日	2012/6/25
------	--------	-----	-----------

○寒川町私立幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)に基づく私立幼稚園、及びそれに類似する幼児教育施設で、町長が適当と認める施設(以下「私立幼稚園等」という。)の設置者又は園長(以下「設置者等」という。)が入園料、保育料(以下「保育料等」という。)を減免する場合に、その当該設置者に対し、寒川町が交付する私立幼稚園等就園奨励費補助金(以下「奨励費補助金」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 奨励費補助金の対象となる幼児は、当該年度の6月1日現在町内に在住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により本町の住民基本台帳に記録されている者で、私立幼稚園等に在園し、当該年度の4月1日における満年齢が、3歳の幼児(以下「3歳児」という。)、4歳の幼児(以下「4歳児」という。)、5歳の幼児(以下「5歳児」という。)とする。

(補助金の区分)

第3条 奨励費補助金は、保育料等の減免額とし、小学校1年生から3年生までの兄又は姉を有する者については別表第1、小学校1年生から3年生までの兄又は姉を有しない者については別表第2に定める額を限度とし、交付するものとする。ただし、補助対象となる幼児の世帯に複数の幼児が存在する場合は、当該世帯の総負担額が低額となるいずれかの表を適用するものとする。

2 別表第1及び別表第2に規定する市町村民税は、幼児の父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)すべての者の合計額をいう。

(保育料等減免措置に関する調書)

第4条 寒川町教育委員会(以下「町教委」という。)は、保育料等減免措置に関する調書(第1号様式。以下「調書」という。)を、設置者等を通じて当該幼児の保護者に配布するものとする。

(調書の提出)

第5条 減免措置を受けようとする保護者は、6月30日までに調書を設置者等に提出するものとする。

2 設置者等は、第1項により提出された調書に、在園証明をするものとする。

(申請)

第6条 奨励費補助金を受けようとする設置者等は、次の書類を7月8日までに町教委へ提出するものとする。

- (1) 寒川町私立幼稚園等就園奨励費補助金交付申請書(第2号様式)
- (2) 寒川町私立幼稚園等就園奨励費補助金に係る事業計画書その1(第3号様式)
- (3) 寒川町私立幼稚園等就園奨励費補助金に係る事業計画書その2(第4号様式)
- (4) 寒川町私立幼稚園等就園奨励費補助金に係る事業計画書その3(第5号様式)
- (5) 調書
- (6) 保育料等の額に関する調書(第6号様式)

(園則を添付すること:入園料、保育料等の額を明らかにしたもの)

(辞退)

第7条 減免措置を辞退する保護者は、当該年度の7月8日までに保育料等減免措置辞退届(第7号様式。以下「辞退届」という。)を設置者等を通じ町教委に提出するものとする。

(退園児の報告)

第8条 奨励費補助金の対象者が当該年度の6月2日以降退園したとき、設置者等は速やかに退園児の保育料等の納入状況報告書(第8号様式)を町教委へ提出するものとする。

(調書の審査)

第9条 町教委は、提出された調書を審査し、市町村民税課税額の確認を行い、補助額を確定する。

(交付決定)

第10条 第6条により申請を受けた町教委は、補助金の交付の可否を決定し、次により設置者等に通知するものとする。

- (1) 寒川町私立幼稚園等就園奨励費補助金交付決定通知書(第9号様式)
- (2) 寒川町私立幼稚園等就園奨励費補助金交付決定対象者一覧表(第10号様式)

(補助金の請求)

第11条 奨励費補助金交付決定を受けた設置者等は、寒川町私立幼稚園等就園奨励費補助金請求書(第11号様式)を別に定められた日までに、町教委に提出するものとする。

(証拠書類の保存)

第12条 補助金の交付を受けた設置者等は、減免をしたことを明らかにした、保護者の保育料等減免確認書(第12号様式)を5年間保存しておくものとする。

2 町教委は、補助金交付の事務処理上必要と認めるときは、前項の確認書の提出を求めることができる。

(実績報告)

第13条 設置者等は、減免措置を完了したのち、15日以内に寒川町私立幼稚園等就園奨励費補助金実績報告書その1(第13号様式)、寒川町私立幼稚園等就園奨励費補助金実績報告書その2(第14号様式)及び寒川町私立幼稚園等就園奨励費補助金実績報告書その3(第15号様式)を町教委に提出するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則 (制定附則)

この要綱は、平成9年6月1日から施行する。

改正附則 [略]

附 則(平成24年7月9日) (最終改正附則)

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

別表第1(第3条関係)

奨励費補助金限度額表

(小学校1年生から3年生までの兄又は姉を有する者)

1) 私立幼稚園

区分	小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人有しており、就園している場合の最年長者(第2子) (年額)	小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生から3年生までの兄又は姉を2人以上有している園児(第3子以降) (年額)
1 生活保護世帯	247,000円	305,000円
2 市町村民税が非課税の世帯及び市町村民税の所得割が非課税の世帯	224,000円	305,000円
3 市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	161,000円	305,000円
4 市町村民税の所得	114,000円	305,000円

割課税額が 211,200 円以下の世帯		
5 市町村民税の所得割課税額が 211,200 円を超える世帯	53,600 円	91,800 円

2) 幼児教育施設

区分	小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人有しており、就園している場合の最年長者(第2子) (年額)	小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生から3年生までの兄又は姉を2人以上有している園児(第3子以降) (年額)
1 生活保護世帯	164,600 円	203,300 円
2 市町村民税が非課税の世帯及び市町村民税の所得割が非課税の世帯	149,300 円	203,300 円
3 市町村民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯	107,300 円	203,300 円
4 市町村民税の所得割課税額が 211,200 円以下の世帯	76,000 円	203,300 円
5 市町村民税の所得割課税額が 211,200 円を超える世帯	53,600 円	91,800 円

注：

- 1 区分に係る所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除の適用前の額とし、世帯構成員中2人以上に所得がある場合においては、所得割課税額を合算するものとする。
- 2 補助金の額は、幼稚園等に納入した入園料、保育料の額を限度とする。
- 3 幼児教育施設とは、幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)に基づく私立幼稚園以外で、町長が適当と認める施設をいう。
- 4 保育所(認可外保育施設を除く。)、認定こども園、特別支援学校の幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部及び情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用する就学前児童の兄又は姉がいる者については、当該兄又は姉を私立幼稚園又は幼児教育施設に入所しているものとみなして、1)又は2)の表右欄に掲げる額を適用するものとする。
- 5 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯は、生活保護の世帯の区分とする。(給付を受けている証明書類の提出を要する。)

別表第2(第3条関係)

奨励費補助金限度額表

(小学校1年生から3年生までの兄又は姉を有しない者)

1) 私立幼稚園

区分	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)

	(年額)	(年額)	(年額)
1 生活保護世帯	226,200 円	266,000 円	305,000 円
2 市町村民税が非課税の世帯及び市町村民税の所得割が非課税の世帯	196,200 円	251,000 円	305,000 円
3 市町村民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯	112,200 円	209,000 円	305,000 円
4 市町村民税の所得割課税額が 211,200 円以下の世帯	49,800 円	178,000 円	305,000 円
5 市町村民税の所得割課税額が 211,200 円を超える世帯	15,000 円	53,600 円	91,800 円

2) 幼児教育施設

区分	1 人就園の場合及び同一世帯から 2 人以上就園している場合の最年長者 (第 1 子)	同一世帯から 2 人以上就園している場合の次年長者 (第 2 子)	同一世帯から 3 人以上就園している場合の左以外の園児 (第 3 子以降)
	(年額)	(年額)	(年額)
1 生活保護世帯	150,800 円	177,300 円	203,300 円
2 市町村民税が非課税の世帯及び市町村民税の所得割が非課税の世帯	130,800 円	167,300 円	203,300 円
3 市町村民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯	74,800 円	139,300 円	203,300 円
4 市町村民税の所得割課税額が 211,200 円以下の世帯	33,200 円	118,600 円	203,300 円
5 市町村民税の所得割課税額が 211,200 円を超える世帯	15,000 円	53,600 円	91,800 円

注：

- 1 区分に係る所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除の適用前の額とし、世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合においては、所得割課税額を合算するものとする。
- 2 補助金の額は、幼稚園等に納入した入園料、保育料の額を限度とする。
- 3 幼児教育施設とは、幼稚園設置基準に基づく私立幼稚園以外で、町長が適当と認める施設をいう。
- 4 保育所(認可外保育施設を除く。)、認定こども園、特別支援学校の幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部及び情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用する就学前児童の兄又は姉がいる者については、当該兄又は姉を私立幼稚園又は幼児教育施設に入所しているものとみなして、1) 又は 2) の表中欄又は右欄に掲げる額を適用するものとする。
- 5 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯は、生活保護の世帯の区分とする。(給付を受けている証明書類の提出を要する。)

私立幼稚園就園奨励費助成事業

確認したい内容	回 答																																			
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税非課税世帯の年収 ・市町村民税所得割 34,500 円の年収 (平成 23 年度までの課税額区分) ・市町村民税所得割 183,000 円の年収 (平成 23 年度までの課税額区分) ・市町村民税所得割 77,100 円の年収 (平成 24 年度からの課税額区分) ・市町村民税所得割 221,200 円の年収 (平成 24 年度からの課税額区分) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 270 万円以下 ・ 360 万円以下 ・ 680 万円以下 ・ 360 万円以下 ・ 680 万円以下 <p>※年収は夫婦（妻は専業主婦）と子ども 2 人のモデル世帯を設定し、目安として掲げているもの。</p> <p>※市町村民税所得割課税額は、年少扶養控除の廃止に伴い、参考年収 680 万円以下の対象世帯においてこれまでの階層区分から変更が生じないように、平成 24 年度から見直したものの。</p>																																			
<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園等の就園率の目標値が平成 20 年度以降、平成 19 年度より低い理由は？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業評価シート作成時の担当者が退職等で不在のため確認はできないが、作成時にこれからの 3 歳児～5 歳児の人口の推移を確認して数値をだしていると思われます。 <p>平成 20 年度に 3 歳児の人数が 4, 5 歳児に比べて増えると想定されていたので、3 歳児から幼稚園等に通園する割合が低いことから就園率の目標値が下がったと考えられます。</p>																																			
<ul style="list-style-type: none"> ・近隣他市町の幼稚園等の就園率は？ 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">(単位：%)</th> <th>3 歳児</th> <th>4 歳児</th> <th>5 歳児</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茅ヶ崎市</td> <td>57.0</td> <td>87.0</td> <td>89.0</td> <td>77.5</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(市外通園児は除く)</td> </tr> <tr> <td>藤沢市</td> <td>65.8</td> <td>91.5</td> <td>92.2</td> <td>82.9</td> </tr> <tr> <td>平塚市</td> <td>58.8</td> <td>91.3</td> <td>96.2</td> <td>82.2</td> </tr> <tr> <td>海老名市</td> <td>50.7</td> <td>97.7</td> <td>96.8</td> <td>81.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 23 年度実績</p>	(単位：%)	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合 計	茅ヶ崎市	57.0	87.0	89.0	77.5	(市外通園児は除く)					藤沢市	65.8	91.5	92.2	82.9	平塚市	58.8	91.3	96.2	82.2	海老名市	50.7	97.7	96.8	81.9					
(単位：%)	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合 計																																
茅ヶ崎市	57.0	87.0	89.0	77.5																																
(市外通園児は除く)																																				
藤沢市	65.8	91.5	92.2	82.9																																
平塚市	58.8	91.3	96.2	82.2																																
海老名市	50.7	97.7	96.8	81.9																																
<ul style="list-style-type: none"> ・寒川町内の幼稚園等の収容児童数は町内児童数（保育園を除く）を全員収容できるのか？（幼稚園等に入りたくても入れない子どもはいるのか？） 	<p>町内私立幼稚園（3 園）定員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>3 歳児</th> <th>4 歳児</th> <th>5 歳児</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・倉見幼稚園</td> <td>45</td> <td>95</td> <td>95</td> <td>235</td> </tr> <tr> <td>・相和幼稚園</td> <td>60</td> <td>110</td> <td>110</td> <td>280</td> </tr> <tr> <td>・さくら幼稚園</td> <td>20</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>140</td> </tr> </tbody> </table> <p>町内幼児教育施設（1 園）定員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>3 歳児</th> <th>4 歳児</th> <th>5 歳児</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ふじ幼児園</td> <td>40</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>4 園合計</td> <td>165</td> <td>320</td> <td>320</td> <td>805</td> </tr> </tbody> </table> <p>※町内の 3 歳児～5 歳児が全て町内の幼稚園等に通園しているわけではなく、他市町の幼稚園等にも通園しています。また反対に他市町在住の 3 歳児～5 歳児が町内の幼稚園等に通園している場合もあります。</p> <p>保護者が幼稚園等の教育方針、施設等を確認し選ぶので、他市町の幼稚園等を選択する場合があります。</p>		3 歳児	4 歳児	5 歳児	合 計	・倉見幼稚園	45	95	95	235	・相和幼稚園	60	110	110	280	・さくら幼稚園	20	60	60	140		3 歳児	4 歳児	5 歳児	合 計	・ふじ幼児園	40	55	55	150	4 園合計	165	320	320	805
	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合 計																																
・倉見幼稚園	45	95	95	235																																
・相和幼稚園	60	110	110	280																																
・さくら幼稚園	20	60	60	140																																
	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合 計																																
・ふじ幼児園	40	55	55	150																																
4 園合計	165	320	320	805																																

<p>・補助対象外のものにも、無許可の施設への通園児も、高所得者層へにも補助を単独で行っている理由 (生田委員からの質問)</p> <p>・国庫補助金対象外の者へ町単独補助金を支給している理由 (宮内委員からの質問)</p> <p>・国庫補助金対象外の者へ町単独補助金を支給している人数・金額</p>	<p>無認可の幼児教育施設でも、施設の面で認可が下りないだけで、教育方針は私立幼稚園等に劣ることはないと考えます。また、保護者は認可か無認可かで幼稚園等を選択するよりも教育方針等で選択すると思われるので、私立幼稚園と同じように補助は必要と考えます。</p> <p>他市町村には公立幼稚園がありますが、寒川町には公立幼稚園がなく、公私立幼稚園間における保護者負担の格差是正の意味からも必要と考えます。</p> <p>また県内の大半の自治体では高所得者層に対しての補助を実施しています。</p> <p>保護者からの補助額がいくらになるかというお問い合わせもあり、補助額により幼稚園等にするか保育園にするか検討する世帯もあるようです。保護者の関心も高く、それだけ必要な補助と考えます。</p> <p>・無認可(幼児教育施設)通園児に対しての補助 人数：124人 金額：7,419,900円</p> <p>・高所得者層に対しての補助(私立幼稚園) 人数：85人 金額：3,078,700円</p> <p>※平成23年度実績</p>								
<p>・就園率が23年度実績で57%の原因は幼稚園が少ないためなのか、親の教育意欲が無いのか、補助にあるのか、等々分析されていますか</p>	<p>・23年度実績の57%は町内3歳児～5歳児の全体から出した割合で、保育園通園児も含まれています。事務事業評価シート作成時の数値が全体から見ているので、57%となっています。</p> <p>23年度実績で保育園通園児を除く就園率は、</p> <table border="0"> <tr> <td>3歳児</td> <td>48.00%</td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td>95.32%</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>96.59%</td> </tr> </table> <p>となっております</p> <p>4,5歳児で幼稚園、保育園等にも通園していない幼児については、世帯に対してアンケート等実施していないので、理由等は把握しておりません。</p>	3歳児	48.00%	4歳児	95.32%	5歳児	96.59%		
3歳児	48.00%								
4歳児	95.32%								
5歳児	96.59%								
<p>・保育園への通園者3歳児～5歳児の人数は。(716人に対して)</p>	<p>・6月1日現在保育園通園児</p> <table border="0"> <tr> <td>3歳児</td> <td>122名</td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td>120名</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>122名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>364名</td> </tr> </table>	3歳児	122名	4歳児	120名	5歳児	122名	合計	364名
3歳児	122名								
4歳児	120名								
5歳児	122名								
合計	364名								